

## 第4章 地区固有の景観まちづくり

### 1 景観まちづくり地区の考え方

第3章では、景観計画の区域（練馬区全域）を7つの区域に区分し、区域別の方針や景観形成基準を定めました。本章では、さらに重点的に区のシンボルとなる地区や、地域住民の発意、まちづくりの動向にあわせて景観まちづくりに取り組む地区を「景観まちづくり地区」として指定し、地区固有の景観づくりを進めます。

また、地区の実情や景観まちづくりの方向性に応じて、地区計画や景観地区（※）、景観協定（※）などの各種制度の活用も視野に入れながら、地域住民と取り組んでいきます。

#### （1）地区指定の考え方

次のようなまちなみや景観資源を含む地区を対象として、景観まちづくりに取り組みます。

##### ○公共性の高い場所や、都市の構造上重要な地区

- ・河川等の水辺の周辺地区
- ・幹線道路や道路の沿道地区
- ・大規模公園とその周辺など、豊かな自然的景観の優れた地区
- ・都市の拠点となる駅周辺地区

##### ○特徴的、あるいは地域固有の景観特性を有する地区

- ・農地や屋敷林が一体となった武蔵野の原風景を感じさせる地区
- ・自然環境が多くある公園やその周辺地区
- ・商店街などにぎわいや活力を有する地区
- ・良好な住宅地景観がまとまっている地区
- ・歴史的な建造物や名木等の景観資源の周辺地区

##### ○今後、まちづくり事業等を展開する地区

- ・都市計画道路整備などの事業実施にあわせ、まちづくりを展開する地区
- ・まちづくり協議会等の地元のまちづくり活動が行われている地区

## (2) 景観まちづくり地区の候補地区

地区指定の考え方にに基づき、区が重点的に取り組むべき地区を候補地区として抽出し、先導的に景観まちづくりに取り組みます。

ここでは、公共性の高い地区の中から候補とする地区の考え方を示します。

### 【河川の周辺地区など】

区内には、石神井川・白子川の2つの河川があり、さまざまな地域や景観資源を結ぶ「景観の軸」となっています。また、大規模公園と同様に、豊かな自然的景観を有する公共性の高い場所となっていることから、潤い豊かな心地よい景観まちづくりを行います。

石神井川は区の景観の骨格となる河川であり、川沿いには桜が植えられているなど、散策路として区民に親しまれています。また、大規模敷地（都営住宅等）や公園に面しているところで、緩傾斜護岸が整備済み、または整備を予定している箇所があります。

白子川沿いには、もみじ山憩いの森、清水山憩いの森などの緑地が多く整備されており、河川を中心とした水を含むみどりが一体となった広がりのある景観を形成しています。また、白子川の周辺は、起伏が感じられる地形となっており、眺望が得られる場所も多くあります。

田柄川緑道は、かつての河川を緑道として整備しており、区民に親しまれている心地よいみどり豊かな歩行者空間として整備されています。

- ・河川沿いに散策路や植栽が整備されているなど、良好な景観が形成されている地区
- ・地形的な特徴などから眺望の優れた場所とその周辺地区
- ・みどり豊かな緑道など、良好な景観が形成されている地区

### 【沿道地区】

河川の周辺地区と同様、都市や地域を結ぶ景観の軸となっています。秩序と連続性が感じられ、区民の交流の場となる道路景観を形成します。

- ・道路整備が進められており、無電柱化（※）されているなど、良好な景観が形成されている地区
- ・地域の重要な景観要素として、地域の住民から親しまれている道路の沿道
- ・農地等が点在するなどねりまらしい景観が広がっている道路の沿道

### 【大規模公園周辺地区】

大規模公園は、景観拠点として豊かな自然的景観に優れており、公共性の高い場所となっています。また、地区固有の景観特性を有しており、区の景観イメージを形づくる大きな一因となっていることから、その特性に応じた周辺の景観まちづくりを行います。

- ・豊かな自然とレクリエーションの空間として多くの区民に親しまれている地区
- ・周辺に歴史的な景観資源が立地し、景観が保全されている地区
- ・公園を核として、周囲の自然と調和した良好な住宅地がある地区

## 【駅周辺地区】

駅周辺は都市活動の拠点であり、にぎわいや活力を有する地区です。地区固有の景観資源も点在しており、個性を活かした魅力ある景観まちづくりを行います。

- ・都市計画マスタープランにより、中心核、地域拠点に位置付けられている地区
- ・商店街が広がっており、にぎわいのある景観を形成している地区

### (3) 景観まちづくり地区の指定

景観まちづくり地区は、候補地区の中から、指定していきます。

対象とする地区の規模については、練馬区まちづくり条例の「重点地区まちづくり」や「総合型地区まちづくり」制度との整合を図り、概ね3,000㎡以上とします。

指定の際には、地区固有の景観形成を推進するため、地区の景観特性を踏まえ、次に示す内容を定めることとします。

#### ■景観まちづくり地区で定める内容

- (1) 景観まちづくり地区の名称
- (2) 景観まちづくり地区の区域
- (3) 良好な景観形成に関する方針（屋外広告物に関する事項含む）
- (4) 景観形成基準
- (5) 景観重要建造物・樹木（※）の指定に関する方針
- (6) 景観重要公共施設（※）に関する方針（当該地区に重要公共施設がある場合）
- (7) 上記以外、良好な景観形成に必要な事項

上記(1)～(4)は必須事項として定めることとし、(4)については、本景観計画に定める行為の制限として担保します。

各地区における行為の制限に係る対象行為については、通常管理行為や軽易な行為等小規模な行為（景観法施行令第8条）を除く規模で、地区独自に定めることが可能とします。

なお、「景観まちづくり地区」に指定した地区内における建築物の建築等については、地区ごとに定める景観まちづくりの方針や基準を優先することとします。

## 2 重点的な地区における景観まちづくり地区の指定

区の景観まちづくりを先導するため、公共性が高く多くの人々がその景観を享受するシンボリックな地区である次の2地区について、景観まちづくり地区として指定します。

### (1) 練馬駅南地区（約 6.1ha）

練馬区都市計画マスタープランにより、「練馬の中心核」に位置付けられており、区を代表する商業地です。公共施設が多く立地し、商業・業務施設が集積していることから、多くの人々が利用しています。

「練馬駅南口地区地区計画」では、地域住民との話し合いで景観に配慮したまちづくりを進めていく予定です。

千川通り沿道は、練馬区のシンボルロードとしてのまちなみ景観づくりを目指します。

### (2) 石神井公園周辺地区（約 81.8ha）

豊かな自然とレクリエーションの空間として多くの区民に親しまれており、周辺には三宝寺、道場寺等の歴史的な景観資源が数多く立地しています。また、公園周辺は風致地区に指定されており、周囲の自然と調和した良好な住宅地があります。

石神井公園の豊かなみどりに調和した景観づくりと石神井公園駅周辺の歩いて楽しいまちなみ景観づくりを目指します。

## ■練馬駅南地区（景観まちづくり地区）

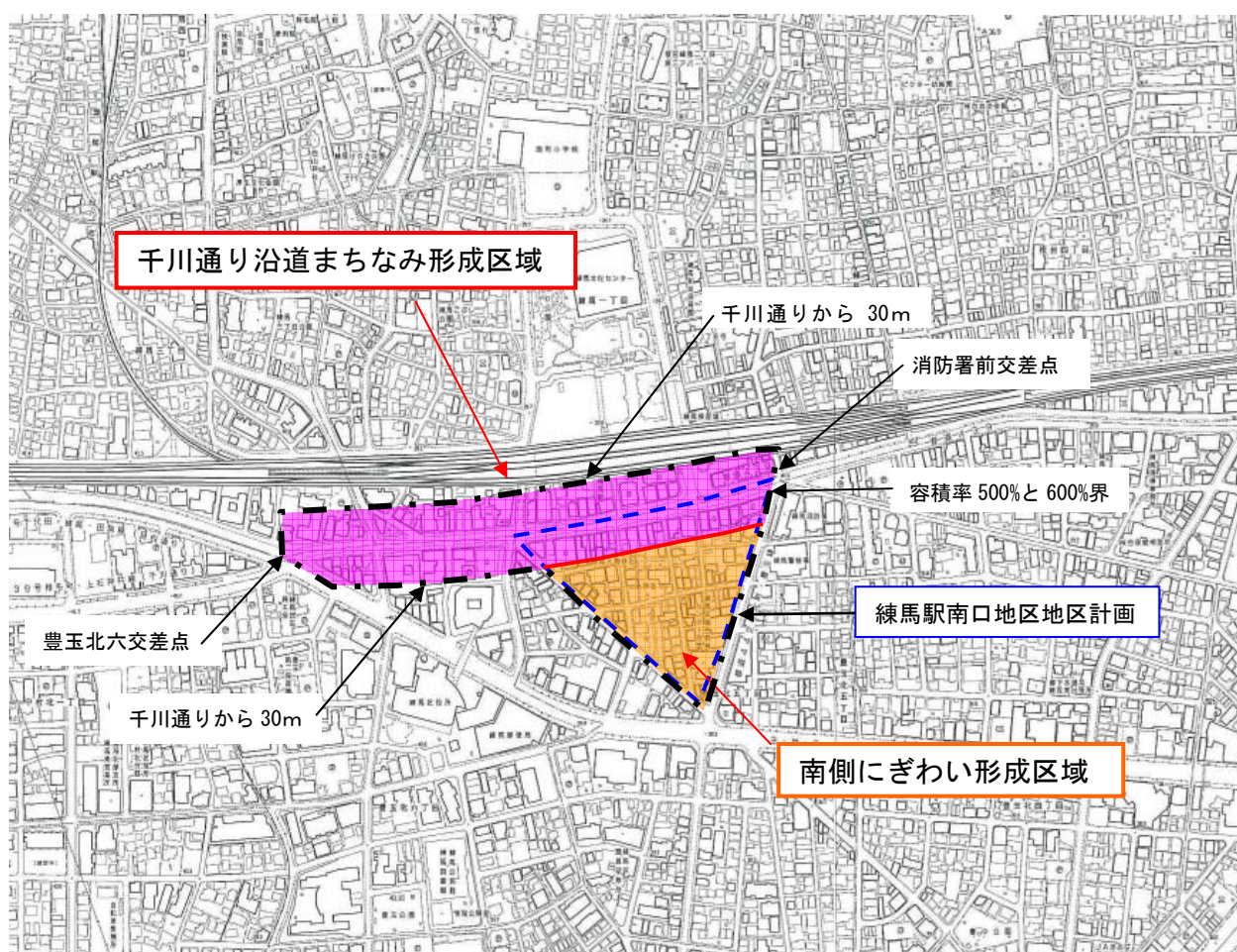
### 1. 地区名称




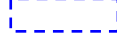
練馬駅南地区

### 2. 対象区域

練馬駅南側の千川通り沿道（消防署前交差点から豊玉北六交差点まで）と練馬駅南口地区計画区域を含む、次の図に示す区域を対象とする。千川通り沿道は「千川通り沿道まちなみ形成区域」、練馬駅南口地区地区計画の区域のうち、住商共存地区は、「南側にぎわい形成区域」に区分する。

図 対象区域



	対象地区
	千川通り沿道まちなみ形成区域
	南側にぎわい形成区域
	(参考)練馬駅南口地区地区計画

### 3. 良好な景観形成に関する方針

#### (1) 景観形成の方針

##### ○練馬区のシンボルロードとして、にぎわいとやすらぎのある沿道まちなみ景観の形成

- ・既に整備された千川通りの道路空間を活用し、沿道建物が連続した風格ある街路景観を形成する。
- ・建築物の低層部のしつらえは、隣り合う建物との関係に配慮し、にぎわい創出に配慮する。
- ・壁面後退部分は、歩道と一体的に整備し、歩行者にとって安全で快適な空間形成を創出する。

##### ○にぎわいと楽しさのあるまちなみ景観の形成

- ・建築物の低層部は、壁面位置を揃えたり、道路際のしつらえに配慮するとともに、にぎわいや楽しさが感じられるよう工夫する。
- ・大鳥神社の緑や歴史的な雰囲気を活かし、にぎわいの中にも歩きまわって楽しいと感じられる趣きのある景観を形成する。

#### (2) 屋外広告物に関する方針

調和のとれたにぎわいのあるまちなみ景観を形成するため、屋外広告物の表示または掲出に際して、次のような事項に配慮します。

##### 【掲出の位置】

- ・道路など公共空間からの見え方に配慮する。

##### 【数・規模】

- ・複数の広告物はコンパクトに集約化する。
- ・大規模なものは避け、周辺のまちなみから突出しないようにする。

##### 【意匠等】

- ・建築物と調和したデザインとする。
- ・できる限り色数を少なくするように努める。
- ・光源が激しく点滅するものは極力掲出しない。

#### 4. 景観形成基準

##### ア) 建築物の建築等および工作物の建設等に係る景観形成基準

区域区分	千川通り沿道まちなみ形成区域	南側にぎわい形成区域
配置	<p>□壁面の位置を揃えるなど、まちなみの連続性に配慮した配置とする。</p> <p>□交差点に面する敷地では、コーナー部に空地を確保するなど、まちかどの演出に努める。</p>	<p>□壁面の位置を揃えるなど、まちなみの連続性に配慮した配置とする。</p>
高さ・規模	<p>□周辺の建築物群のまちなみとの調和を図り、著しく突出しないように努める。</p>	<p>□周辺の建築物群との調和を図り、著しく突出しないように努める。</p>
形態・意匠	<p>□形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく周辺建築物等との調和を図る。</p> <p>□屋根・屋上に設備がある場合は、建築物と一体となるよう意匠や配置を工夫し、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千川通り沿道は、歩道から直接見えない位置に配置する。</li> <li>・ルーバーや緑化による修景等を行う。</li> </ul> <p>□千川通りに面する外壁は、圧迫感の軽減を図るとともに、単調な印象にならないようにする。</p> <p>□駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの附属施設、外階段は、千川通り沿いに面して設置しないこととする。千川通り沿いにやむを得ず設置する場合は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体的な意匠とするなど目立たないように工夫する。</li> <li>・緑化などにより修景する。</li> </ul> <p>□外壁や屋根の素材は反射光の生じる光沢のあるものは極力避ける。</p> <p>□色彩は別表2（80頁）に定める基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	<p>□形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく周辺建築物等との調和を図る。</p> <p>□屋根・屋上に設備がある場合は、建築物と一体となるよう意匠や配置を工夫し、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから直接見えない位置に配置する。</li> <li>・ルーバーや緑化による修景等を行う。</li> </ul> <p>□外壁は、圧迫感の軽減を図るとともに、単調な印象とならないようにする。</p> <p>□駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの附属施設、外階段は、道路側に面して設置しないこととする。やむを得ない場合は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体的な意匠とするなど目立たないように工夫する。</li> <li>・緑化などにより修景する。</li> </ul> <p>□外壁や屋根の素材は反射光の生じる光沢のあるものは極力避ける。</p> <p>□色彩は別表2（80頁）に定める基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>

ア) 建築物の建築等および工作物の建設等に係る景観形成基準（続き）

区域区分	千川通り沿道まちなみ形成区域	南側にぎわい形成区域
外構等	<p><input type="checkbox"/>外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。</p> <p><input type="checkbox"/>壁面後退部の舗装は、歩道との調和や一体感の創出に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>交差点のコーナー部に空地等を確保する場合は、シンボルとなる樹木等を植栽するなど、まちかどの演出に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>夜間のにぎわいを創出するために、ショーウィンドウや店舗の照明を活用した演出に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>広告物などに設置する照明は不快なまぶしさのない光源とする。</p>	<p><input type="checkbox"/>外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。</p> <p><input type="checkbox"/>夜間のにぎわいを創出するために、ショーウィンドウや店舗の照明を活用した演出に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>広告物などに設置する照明は不快なまぶしさのない光源とする。</p>


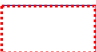

イ) 開発行為に係る景観形成基準

区域区分	千川通り沿道まちなみ形成区域	南側にぎわい形成区域
土地利用	<p><input type="checkbox"/>事業地内の将来的な景観まちづくりのイメージを意識した計画とする。</p> <p><input type="checkbox"/>事業地内に、歴史的な遺構や残すべき資源がある場合は、その周辺を公園等の空地に取り込んだ計画とする。</p> <p><input type="checkbox"/>区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、そのままにするのではなく、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。</p>	
造成等	<p><input type="checkbox"/>大幅な地形の改変を避け、長大なよう壁や法面などが生じないようにする。</p> <p><input type="checkbox"/>よう壁や法面は、圧迫感の軽減を図るため、前面に植栽を施す、または法面を緑化するなどの工夫をする。</p>	
緑化	<p><input type="checkbox"/>造成後の事業地は、緑化を行うなどの措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。</p> <p><input type="checkbox"/>緑化にあたっては、周辺の環境に適した樹種等による緑化を行う。</p>	



別表2 色彩基準  
(練馬駅南地区)

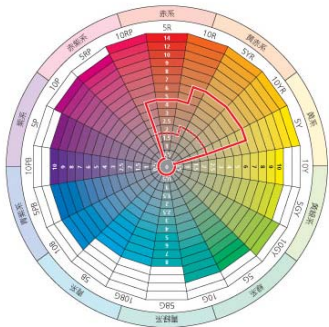
**凡例**

	外壁基本色の使用可能範囲 (外壁の4/5はこの範囲から選択)
	高さ 60m以上または延べ面積 3万㎡以上の建築物等(注3) の外壁基本色の使用可能範囲
	屋根色の使用可能範囲

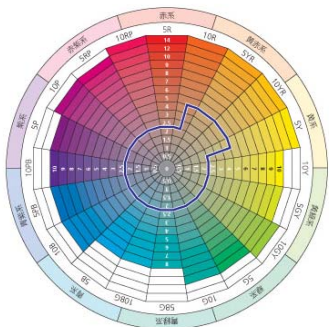
基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~9.9R	3.0以上8.5未満の場合(注3)	4.0以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	0YR~5.0Y	3.0以上8.5未満の場合(注3)	6.0以下
		8.5以上の場合	2.0以下
その他	3.0以上8.5未満の場合(注3)	0.0以下(無彩色含む)	
	8.5以上の場合	0.0以下(無彩色含む)	
屋根色	0YR~5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他	6.0以下	2.0以下(無彩色含む)

【色彩基準の適用について】

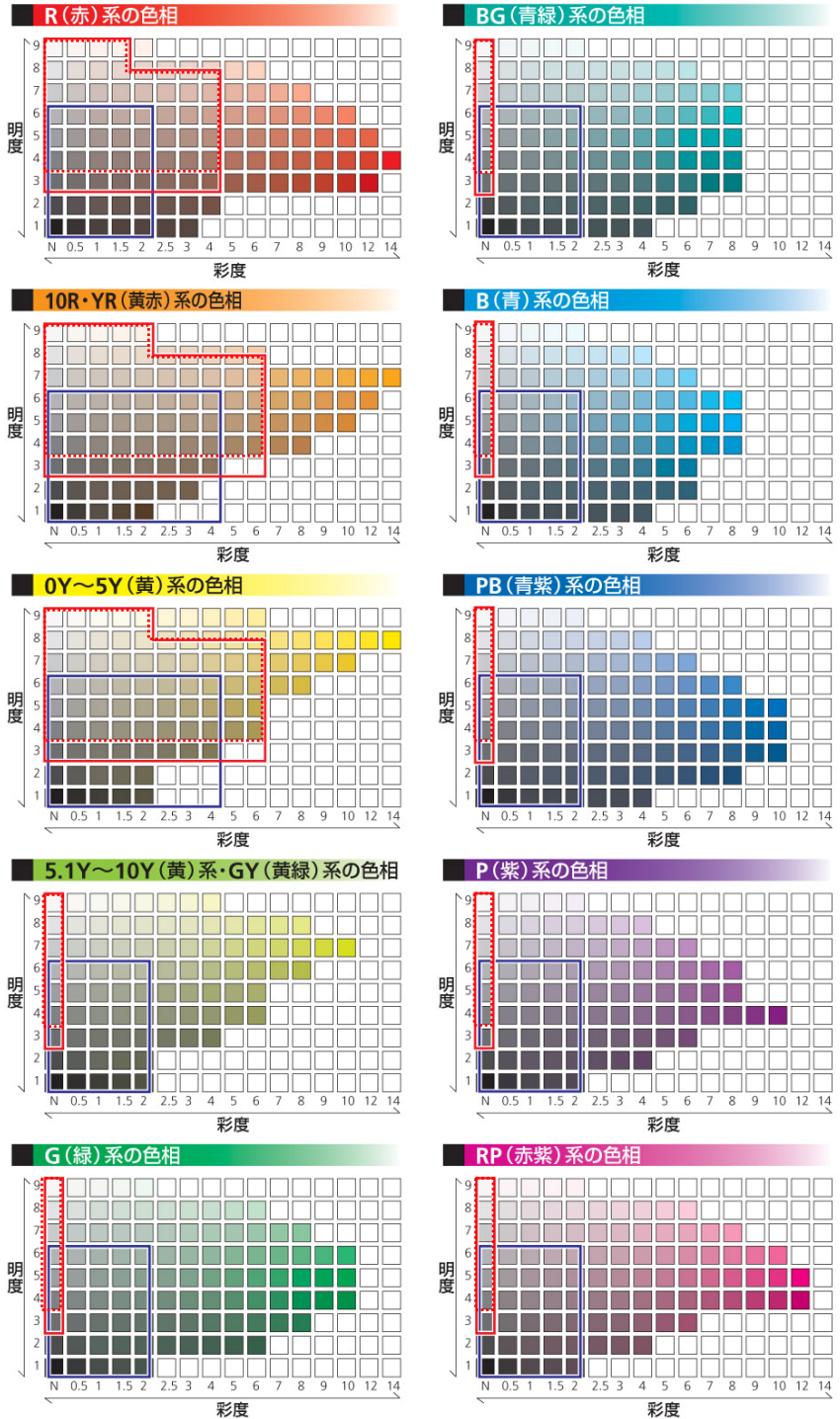
- 注1 工作物の色彩基準は、建築物の外壁基本色の基準と同様とする。
- 注2 歴史的建築物等は、①建築物の屋根にあっては和瓦、銅板によるものの色彩、②建築物の外壁等および工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料により仕上げられる部分にこの基準を適用しないことができる。
- 注3 高さ 60m以上または延べ面積 3万㎡以上の建築物、高さ 60m以上または築造面積 3万㎡以上の工作物は、東京都景観計画(一般地区)の基準を踏襲し、外壁基本色の明度は4以上とする。
- 注4 チャート表の色彩は、参考であり、適用は数値基準による。



■外壁基本色(※)の使用可能範囲  
(実線:明度 3.0以上8.5未満、点線:明度 8.5以上)



■屋根色(※)の使用可能範囲(明度 6.0以下)



## ■石神井公園周辺地区（景観まちづくり地区）

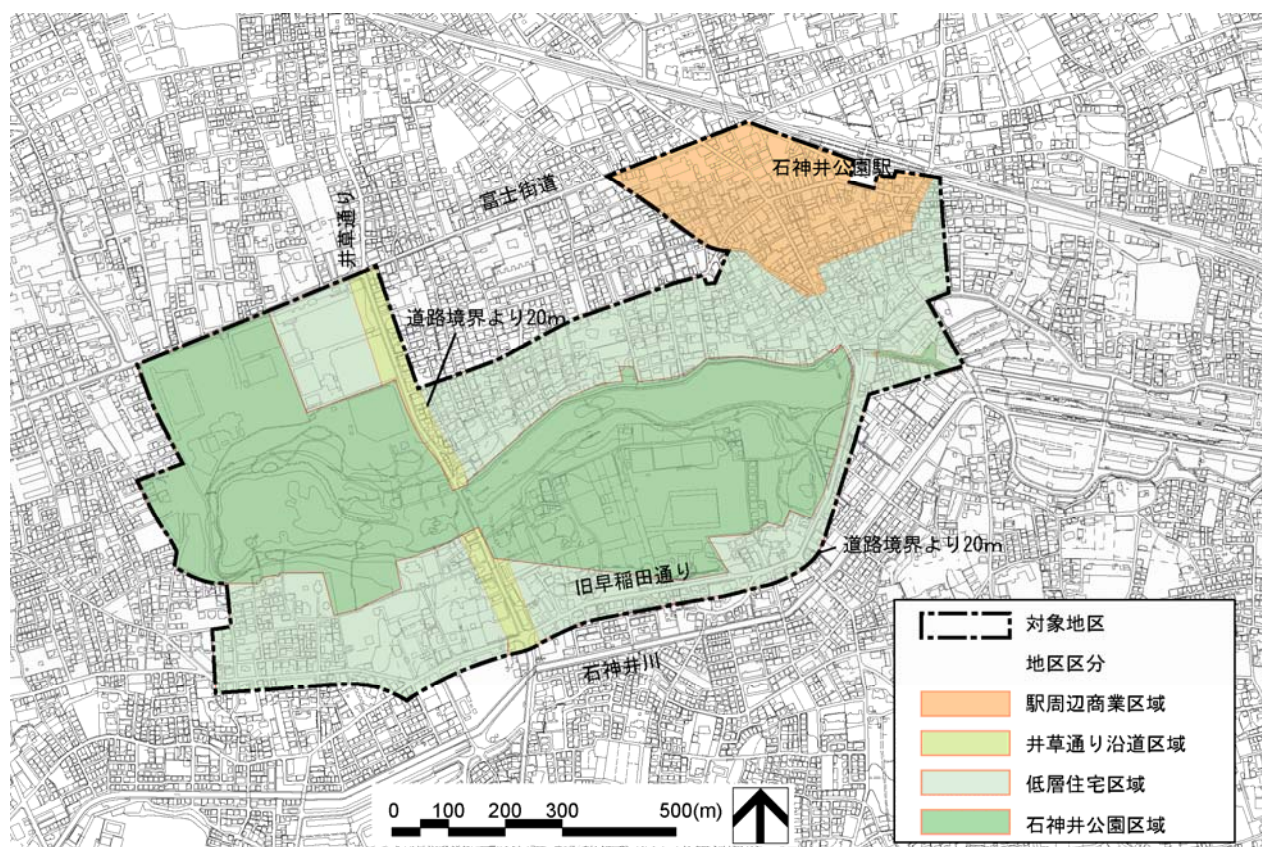
### 1. 地区名称

石神井公園周辺地区

### 2. 対象区域

石神井公園を中心とした旧早稲田通り沿道や公園周辺等、次の図に示す区域を対象とする。

図 対象区域



### 3. 良好な景観形成に関する方針

#### (1) 景観形成の方針

##### ○みどり豊かな自然が際立つ風致の景観形成

- ・ 自然豊かな石神井公園の水辺や緑地を維持・管理する
- ・ 公園からの眺めや豊かな自然景観に配慮した、心地よさが感じられる景観を形成する
- ・ 公共施設のデザインを整え、風格のある景観を形成する

##### ○自然と歴史文化に調和した落ち着いた景観形成

- ・ 樹林地や寺社などの景観資源を保全するとともに、これらに調和した落ち着いた潤いのある景観を形成する
- ・ 歴史的文化的な景観資源を活かし、建築物の配置や外構のみどり、しつらえ等工夫する
- ・ 公園や寺社のみどりと一体となったみどりを創出する

##### ○にぎわいや歩いて楽しい街路の景観形成

- ・ 公園の樹林地との連続性に配慮したみどり豊かな道路景観を形成する
- ・ 公園周辺の散策ルート沿いにオープンスペースや緑地等を確保する
- ・ 建築物の低層部の壁面位置やしつらえは、周辺のまちなみとの連続性に配慮する

#### (2) 屋外広告物に関する方針

みどり豊かな風致の景観を維持・保全し、落ち着いた風格のある景観を形成するため、屋外広告物の表示または掲出に際して、次のような事項に配慮します。

##### 【掲出の位置】

- ・ 道路、公園などの公共空間からの見え方に配慮する。

##### 【数・規模】

- ・ 複数の広告物はコンパクトに集約化する。
- ・ 大規模なものは避け、周辺のまちなみから突出しないようにする。

##### 【意匠等】

- ・ 建築物と調和したデザインとする。
- ・ できる限り色数を少なくするように努める。
- ・ 光源が激しく点滅するものは極力掲出しない。

#### 4. 景観形成基準

##### ア) 建築物の建築等および工作物の建設等に係る景観形成基準

区域区分	駅周辺商業区域	井草通り沿道区域	低層住宅区域	石神井公園区域
配置	<p>□壁面の位置を揃えるなど、まちなみの連続性に配慮した配置とする。</p> <p>□公園の豊かな自然環境との連続した空地を確保する。</p>		<p>□壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまちなみに配慮した配置とする。</p> <p>□寺社など周辺の歴史的資源に配慮した配置とし、これらに隣接する部分では、空地の確保や緑化を行う。</p>	
高さ・規模	<p>□周辺の建築物群のまちなみとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。</p> <p>□石神井公園からの眺望の中で突出しないよう高さを抑える。</p>	<p>□周辺の建築物群のまちなみとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。</p> <p>□公園の樹木と調和する高さとする。</p>	<p>□周辺の建築物群のまちなみとの調和に配慮し、著しく突出した高さの建築物は避ける。</p> <p>□石神井公園からの眺望の中で突出しないよう高さを抑える。</p>	
形態・意匠	<p>□形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図る。</p> <p>□外壁は、圧迫感の軽減を図るとともに、単調な印象にならないようにする。</p> <p>□屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体となるよう意匠や配置を工夫し、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから直接見えない位置に配置する。</li> <li>・ルーバーや緑化による修景等を行う。</li> </ul> <p>□駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、道路や公園側に面して設置しないこととする。やむを得ない場合は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たないよう工夫する。</li> <li>・緑化などにより修景する。</li> </ul> <p>□外壁や屋根の素材は反射光の生じる光沢のあるものは避け、色彩は別表3（85頁）に定める基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>		<p>□形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、周辺の建築物や公園の樹木等との調和を図る。</p> <p>□外壁は、圧迫感の軽減を図るとともに、単調な印象にならないようにする。</p> <p>□屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体となるよう意匠や配置を工夫し、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから直接見えない位置に配置する。</li> <li>・ルーバーや緑化による修景等を行う。</li> </ul> <p>□駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、道路に面して設置しないこととする。やむを得ない場合は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たないよう工夫する。</li> <li>・緑化などにより修景する。</li> </ul> <p>□外壁や屋根の素材は反射光の生じる光沢のあるものは避け、色彩は別表3（85頁）に定める基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>□主要な道路の交差点では、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちかどを印象づける建築デザインとする</li> <li>・シンボルとなる樹木等を植栽する</li> <li>・空地や広場を確保する</li> </ul>	




ア) 建築物の建築等および工作物の建設等に係る景観形成基準（続き）

区域区分	駅周辺商業区域	井草通り沿道区域	低層住宅区域	石神井公園区域
外構等	<input type="checkbox"/> 空地の確保など、歩行者の通行に資する空間の創出に努める。 <input type="checkbox"/> 周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺の景観に応じた照明を行う。 <input type="checkbox"/> 外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。	<input type="checkbox"/> 接道部は生垣とするなど、道路から見て緑豊かな外観とする。 <input type="checkbox"/> 敷地内や庭先には、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。 <input type="checkbox"/> 周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺の景観に応じた照明を行う。 <input type="checkbox"/> 外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。		

イ) 開発行為に係る景観形成基準

区域区分	駅周辺商業区域	井草通り沿道区域	低層住宅区域	石神井公園区域
土地利用	<input type="checkbox"/> 事業地内の将来的な景観まちづくりのイメージを意識した計画とする。 <input type="checkbox"/> 事業地内に、歴史的な遺構や残すべき資源がある場合は、その周辺を公園等の空地に取り込んだ計画とする。 <input type="checkbox"/> 区画割りによって不整形な土地が生じる場合には、そのままにするのではなく、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。			
造成等	<input type="checkbox"/> 大幅な地形の改変を避け、長大なよう壁や法面などが生じないようにする。 <input type="checkbox"/> よう壁や法面は、圧迫感の軽減を図るため、前面に植栽を施す、または法面を緑化するなどの工夫をする。			
緑化	<input type="checkbox"/> 造成後の事業地は、緑化を行うなどの措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 <input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、周囲の環境に適した樹種等による緑化を行う。			

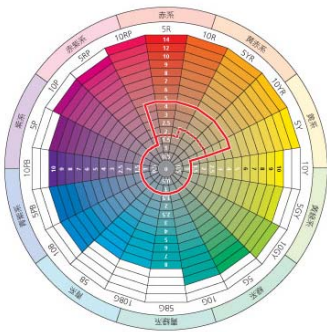
別表3 色彩基準  
(石神井公園周辺地区)

凡例	
	外壁基本色の使用可能範囲 (外壁の4/5はこの範囲から選択)
	高さ 60m以上または延べ面積 3万㎡以上の建築物等(注3) の外壁基本色の使用可能範囲
	屋根色の使用可能範囲

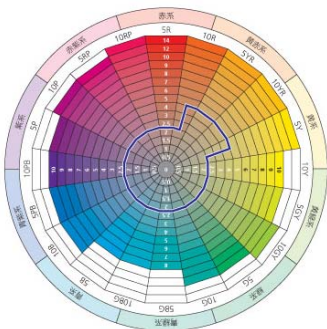
基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~9.9R	3.0以上8.5未満の場合(注3)	4.0以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	0YR~5.0Y	3.0以上8.5未満の場合(注3)	4.0以下
		8.5以上の場合	2.0以下
	その他	3.0以上8.5未満の場合(注3)	1.0以下(無彩色含む)
		8.5以上の場合	1.0以下(無彩色含む)
屋根色	0YR~5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他	6.0以下	2.0以下(無彩色含む)

【色彩基準の適用について】

- 注1 工作物の色彩基準は、建築物の外壁基本色の基準と同様とする。
- 注2 歴史的建築物等は、①建築物の屋根にあっては和瓦、銅板によるものの色彩、②建築物の外壁等および工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料により仕上げられる部分にこの基準を適用しないことができる。
- 注3 高さ 60m以上または延べ面積 3万㎡以上の建築物、高さ 60m以上または築造面積 3万㎡以上の工作物は、東京都景観計画(一般地区)の基準を踏襲し、外壁基本色の明度は4以上とする。
- 注4 チャート表の色彩は、参考であり、適用は数値基準による。



■外壁基本色(※)の使用可能範囲  
(実線: 明度 3.0 以上 8.5 未満、点線: 明度 8.5 以上)



■屋根色(※)の使用可能範囲(明度 6.0 以下)

